

第2次大阪府食育推進計画の計画期間及び目標値について

- 食育は、食育基本法において「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成」に資することを旨として行うことが定められており、大阪府においては現在、健康・生産・教育保育分野の関係部局が連携を図りながら推進している。
- 健康分野の食育は、健康づくりや歯とお口の健康と密接に関係しており、第3次食育推進計画の策定にあたっては、「健康増進計画」及び「歯科口腔保健計画」と整合性を図りながら、一体となって府民の健康課題解決に向けた取組を行う必要がある。
- 第2次食育推進計画の計画期間は平成24年度から28年度までであるが、第2次健康増進計画及び歯科口腔保健計画の計画期間は29年度までとなっている。
- 次期3計画の検討にあたっては、3計画の整合性を図りながら、府民の健康寿命の延伸に向けた効果的な取組を検討する必要があることから、第2次食育推進計画の計画期間を1年延長する。



■ 第2次食育推進計画期間

(現在) 平成24年度～平成28年度 ⇒ (変更後) 平成24年度～平成29年度

■ 第3次食育推進計画

(計画期間) 平成30年度～平成34年度

(策定スケジュール) 資料2のとおり

■ 第2次食育計画の目標値

(目標値変更の考え方)

28年度末に目標値を達成する見込みの場合は目標値を上方修正、①達成できない見込み、②現時点で28年度末の現状値が判断できない、③これまでの現状値の推移が安定していない場合は、目標値を据え置く